

【協議会提出書類】更新登録 提出物チェック表

< ↓太枠の中をご記入ください↓ >

番号	書類の内容	様式番号	提出	内容変更がなければ省略可		確認項目(内容に変更がなく、省略したものは確認不要)	
				省略したもの に○	省略した理由を記入ください	チェック欄	確認事項
1	自家用有償旅客運送の更新登録の申請	第2－2号	○				1～7の項目全て記入済になっているか
							右上の日付は熊本運輸支局に提出の際、記入する
							「2登録番号」は「自家用有償旅客運送者登録簿」に記載されている「登録番号」が記入されているか。
							「6事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数」の合計欄はあっているか。
							「7運送しようとする旅客の範囲」は参考様式第8号の名簿掲載者の範囲を網羅しているか。
2	旅客の名簿	参考様式 第8号	○	※			「運送を必要とする理由」に○が記入されているか。
							「備考」に介護認定の介護度や障害の種・級や 居住する市町村からの登録会員認定書の有無(例:認定書有 など)が記入されているか。
	身体状況等、態様ごとの会員数	参考様式 第8号	○	※			「旅客の名簿」に記載されている対象者の人数と一致するか。
							「合計」は一致するか。
3	宣誓書(第79条の4第1～4号までにいずれにも該当しない旨を証する書類)	第3号	○				
4	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	参考様式 第1号	○				様式第2－2号の6に記入されている車両数分記載されてるか。
5	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 :自動車検査証<写し> ・登録後に購入を計画している場合は、車両購入契約書又は見積書 ・リース車両がある場合は、リース契約書又は見積書		○	※			様式第2－2号の6に記入されている車両数分の検査証等が添付されているか。
6	【使用自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合】 自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書		△	※			
7	【持込み車両の場合】 ホフン7個人の持込み自動車の使用権原に関する契約書等		△	※			甲に登録主体、乙に車両所有者の住所、氏名、押印があるか。
8	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を 講じていることを証する書面:保険証書等<写し>		○	※			配置される各車両の書類が添付されているか。
							内容は指針「11 損害賠償措置」の要件を満たしているか。
9	【保険証書等の写しが添付できない場合】 任意保険にかかる宣誓書	第8号	△	※			
10	車体表示付車両写真(側面1枚、ナンバープレートの写真1枚)		○				各車両の写真が車両番号が確認できるように添付されているか。
							車両側面の車体表示が確認できるか。
							複数台ある場合、号車の表示が確認できるか。
11	利用者から収受する対価一覧 :当法人の行う福祉有償運送の「利用者から収受する対価」について	参考様式1	○				熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針「9 利用者から収受する対価」に定める金額の範囲内であるか。
12	運転者等就任承諾書兼就任予定者名簿	第4号	○	※			運転免許の種類の記入はあるか。
13	【第二種運転免許を受けていない場合】 運転者の運転者講習修了を証する書類、 又はケア輸送サービス従事者研修修了を証する書類<写し>		○	※			全ての運転者の書類が添付されているか。(指針「8 運転者」の要件を満たす書類が添付されているか)
14	【福祉自動車以外の自動車(セダン等)を使用して福祉有償運送を行う場合】 運転者や乗務員の、介護福祉士の登録証の写し又はセダン等運転者講習終了 を証する書類又はケア輸送サービス従事者研修修了を証する書類		○	※			
15	運行管理の責任者の就任承諾書	第6号	○	※			
16	【5両以上の車両を配置する運送主体の場合】 運行管理者資格証等<写し>		△	※			
17	運行管理の体制等を記載した書類	第7号	○	※			

○:原則、必要 △:必要な場合(【 】の場合)のみ

※ {
・内容変更がなければ省略可
・自動車運転免許証、自動車検査証、自動車保険(自賠償、任意)は、有効期限のみが変更される場合も省略可。
(有効期限以外の内容が変更がある場合は省略できません)